勤次郎株式会社

証券コード 4013

第41回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年３月25日（金曜日）午前10時

場所 東京都千代田区外神田四丁目14番１号
秋葉原UDXビル ６階

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知…… 1
議決権行使のお手続きについて…… 5
株主総会参考書類…… 7
- **第１号議案** 剰余金の処分の件
- **第２号議案** 定款一部変更の件
- **第３号議案** 取締役８名選任の件
- **第４号議案** 役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件
- **第５号議案** 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件

（添付書類）
事業報告……21
連結計算書類……38
計算書類……40
監査報告書……42

株主の皆様へのお願い

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力**書面またはインターネットにより議決権を行使**いただき、感染症拡大防止にご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、座席の間隔を広く取ることから、ご用意できる座席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場できない場合がございますので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- **懇親会の開催、お土産の配布**は予定しておりませんのであらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 株主総会の模様をご自宅でご覧いただけるよう、株主総会オンライン配信を行います。視聴方法に関しては、**「株主総会オンライン配信のご案内」（４頁）**をご参照ください。

証券コード　4013
2022年３月10日

株　主　各　位

東京都千代田区外神田四丁目14番１号
勤 次 郎 株 式 会 社
代表取締役社長　加　村　　稔

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。
なお、新型コロナウイルス感染症拡大の観点から、**株主の皆様には、本総会におきましては、極力書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、感染症拡大防止にご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。**なお、本総会の模様はご自宅等でもご覧いただけるようにオンライン配信をさせていただきます。詳細につきましては、「株主総会オンライン配信のご案内」（４頁）をご参照くださいますようお願い申し上げます。
書面又はインターネット等の電磁的方法によって議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、**2022年３月24日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　2022年３月25日（金曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）
2. 場　　所　東京都千代田区外神田四丁目14番１号
秋葉原UDXビル６階

3. 目的事項

報 告 事 項
1. 第41期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第41期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件
第５号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。(https://www.kinjiro-e.com)
◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
(https://www.kinjiro-e.com)

<ご来場される株主様へのお願い>

▶ 懇親会の開催、お土産の配布は予定しておりませんので、予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

▶ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様同士の間隔を広く取ることから、ご用意できる座席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場できない場合がございますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

▶ ご来場の株主様は、マスクを着用してお越しいただき、会場にて検温とアルコール消毒にご協力をお願い申し上げます。発熱や体調不良と見受けられる株主様には運営スタッフがお声がけの上、入場をお控えいただく、もしくはご退出をお願いする場合がございます。

▶ 当日は、役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上、マスクを着用し対応させていただきます。

▶ ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

▶ オンライン配信にあたっては、株主様の肖像権及びプライバシー等に配慮した上で、可能な範囲において株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ず、映り込んでしまう場合がございますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

▶ 本総会当日までの新型コロナウイルス感染症拡大の状況や政府等の発表内容により、上記対応を更新する場合がございます。下記当社ウェブサイトよりお知らせする情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

当社ウェブサイト　https://www.kinjiro-e.com

<株主総会オンライン配信のご案内>

- ▶ 本総会のオンライン配信は、Zoomウェビナーを通してご覧いただけます。オンライン視聴をご希望される株主様におかれましては、事前にメールにてお申込を受付させていただきます。メール本文に株主名、株主番号を明記の上、2022年３月24日（木曜日）午後５時30分までにsokai@kinjiro-e.comまでご連絡いただきますようお願い申し上げます。受付手続完了後に、ご視聴用のURLとパスワードを別途ご案内申し上げます。
- ▶ ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
  不具合が発生された際は「Zoomサポート」より動作環境のご確認をお願い申し上げます。
  Zoomサポート（https://support.zoom.us/hc/ja）
- ▶ 本総会でのオンライン配信においては会社法上、株主総会への出席とは認められず、ご視聴のみ可能となります。そのため、オンライン視聴を通して、議決権行使、ご質問や動議を行うことができませんので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ▶ なお、オンライン視聴による株主様におかれましては、事前にメールにてご質問を受付させていただきます。メール本文に株主名、株主番号を明記の上、2022年３月24日（木曜日）午後５時30分までにsokai@kinjiro-e.comまでご連絡いただきますようお願い申し上げます。
- ▶ 事前にご連絡いただきましたご質問は本総会内においてご回答させていただく予定ですが、開催時間を短縮する観点からやむを得ず、全てのご質問にご回答できない場合や、ご回答を取りやめさせていただく場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ▶ 今後の状況により、オンライン配信ができなくなる可能性がございます。配信の状況等につきましては、当社ウェブサイトよりお知らせする情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

◆ オンライン視聴お申込及び事前のご質問受付方法 ◆

方　　法	メール本文に株主名・株主番号を明記してご連絡ください。
メールアドレス	sokai@kinjiro-e.com
締　め　切　り	2022年３月24日（木曜日）　午後５時30分

議決権行使のお手続きについて

株主総会にご出席される場合

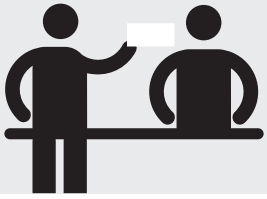

株主総会開催日時 **2022年3月25日(金)午前10時**
(受付開始：午前９時30分)

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

■ 当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会にご出席されない場合

郵送



行使期限 **2022年3月24日(木)午後5時30分到着分まで**

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

インターネット



行使期限 **2022年3月24日(木)午後5時30分まで**

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください。

注意事項

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
■ 株主様以外の第三者による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
■ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等)は、株主様のご負担とさせていただきます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

スマートフォンでの議決権行使は、**「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要**となっております。

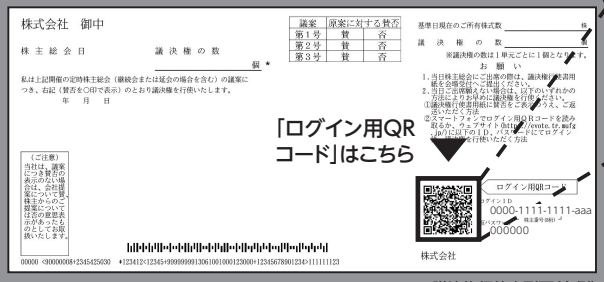

議決権行使書副票（右側）

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された**「ログイン用QRコード」**を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は…

右記のQRコードを読み取ってアクセスいただき、下記のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

❶ 議決権行使サイトにアクセスする

https://evote.tr.mufg.jp/

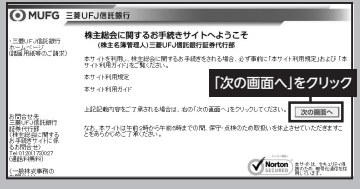

❷ お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

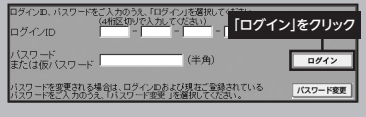

❸「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力

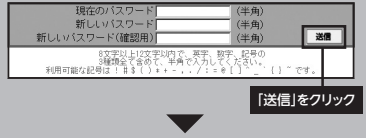

以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください

システム等に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行㈱ 証券代行部　フリーダイヤル **0120-173-027**（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題の一つとし、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保を勘案しつつ配当を行うことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき17円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は168,342,500円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年３月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1)「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①　変更案第14条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②　変更案第14条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③　株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④　上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 株主総会及び取締役会の招集・運営に柔軟性を持たせるために、現行定款第13条及び第23条に取締役会長を追加するものであります。

(3) 経営基盤を一層強化し、当社企業価値のさらなる向上を図るため、現行定款第19条（取締役の員数）に定める取締役の員数を、７名以内から10名以内に変更するものであります。

2．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
（招集権者および議長） 第13条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2．株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。	（招集権者および議長） 第13条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長または取締役社長が招集する。取締役会長および取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2．株主総会においては、取締役会長または取締役社長が議長となる。取締役会長および取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）

現行定款	変更案
（新設）	（電子提供措置等） 第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は7名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は10名以内とする。
（取締役会の招集権者および議長） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者および議長） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。取締役会長および取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
（新設）	（附則） 1．変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2．前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。 3．本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役８名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役７名全員は任期満了となります。経営基盤を一層強化し、当社企業価値のさらなる向上を図るために１名増員し、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	加村（かむら）　稔（みのる） （1947年６月１日生）	1972年４月 1981年４月 2005年４月 2014年４月 2015年６月 2016年４月	日本警報装置中部株式会社（現　株式会社エヌケーシー）　取締役　就任 当社　設立　代表取締役社長　就任 当社　代表取締役執行役員　社長　就任 日通システムベトナム有限会社　会長　就任（現任） 当社　代表取締役執行役員　社長　兼営業本部長　兼営業推進本部長　就任 当社　代表取締役執行役員　社長　就任（現任） （重要な兼職の状況） 日通システムベトナム有限会社　会長	950,000株
	（取締役候補者とした理由） 加村稔氏は、当社創業者であり、長年にわたり強いリーダーシップを発揮し経営を担ってきており、当社の経営において豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
(生年月日)</th><th colspan="2">略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>加村光造
(1973年2月11日生)</td><td>1997年４月
2002年７月
2007年４月
2011年11月
2015年２月

2016年４月

2018年３月

2019年３月

2021年３月</td><td>ロジック株式会社　入社
当社　入社
当社　経営企画室長
アイベックステクノロジー株式会社　入社
当社　入社　マーケティング部長　兼第三開発部長
当社　執行役員　マーケティング部長　就任
当社　取締役執行役員　マーケティング本部長　就任
当社　常務取締役執行役員　営業本部長　兼ヘルスライフ本部管掌　兼電子カルテ本部管掌　兼事業戦略本部管掌　就任
当社　常務取締役執行役員　営業本部長　兼サービス本部管掌　就任（現任）</td><td>46,800株</td></tr>
<tr><td colspan="4">(取締役候補者とした理由)
加村光造氏は、当社経営企画室長、マーケティング本部長、営業本部長を歴任し、また、ヘルスライフ本部、電子カルテ本部、事業戦略本部、サービス本部を管掌するなど、当社の経営において豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>國井達哉
(1964年１月21日生)</td><td>1984年７月
2009年４月
2016年４月
2016年６月

2017年６月</td><td>当社　入社
当社　執行役員　大阪支店長　就任
当社　執行役員　営業推進本部長　就任
当社　取締役執行役員　営業推進本部長　兼ヘルスケア本部（現ヘルスライフ本部）管掌　就任
当社　取締役執行役員営業推進本部長　就任（現任）</td><td>183,500株</td></tr>
<tr><td colspan="4">(取締役候補者とした理由)
國井達哉氏は、当社大阪支店長、営業推進本部長などを歴任し、また、ヘルスケア本部(現ヘルスライフ本部)を管掌するなど、当社の経営において豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
4	加村建史 (1974年1月30日生)	1998年4月 2002年3月 2007年4月 2009年4月 2014年4月 2015年4月 2021年3月	カントー㈱　入社 当社　入社 当社　管理部長 当社　営業部長 当社　新事業企画部長 当社　執行役員ヘルスケア本部長（現ヘルスライフ本部）就任 当社　取締役執行役員　ヘルスライフ本部管掌　兼電子カルテ本部管掌　就任（現任）	44,700株
	(取締役候補者とした理由) 加村建史氏は、当社管理部長、営業部長、ヘルスケア(現ヘルスライフ)本部長を歴任し、また、電子カルテ本部を管掌するなど、当社の経営において豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
5	平田英之 (1958年5月2日生)	1983年4月 2013年4月 2018年6月 2019年1月 2021年1月 2021年3月	日本電気株式会社　入社 NEC Enterprise Communication Technologies, Inc. CEO&President 就任 当社　入社　執行役員　事業戦略推進室長　就任 当社　執行役員　事業戦略本部長　兼事業戦略部長　就任 当社　執行役員　事業戦略本部長　兼データ事業推進部長　就任 当社　取締役執行役員　事業戦略本部長　兼開発本部管掌　就任（現任）	7,427株
	(取締役候補者とした理由) 平田英之氏は、当社入社以来、事業戦略本部を指揮し、2021年から取締役を務め、開発本部を管掌するなど、当社の経営において豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏　　名
（生　年　月　日）</th><th colspan="2">略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>柴田光朗
（1946年6月1日生）</td><td>1969年４月
2006年６月
2007年６月
2010年４月
2012年９月</td><td>株式会社電通　入社
同社　執行役員　就任
同社　常務執行役員　就任
同社　顧問　就任
当社　取締役　就任（現任）</td><td>5,000株</td></tr>
<tr><td colspan="4">（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）
柴田光朗氏は、株式会社電通で常務執行役員を務められ、企業経営における豊富で幅広い経験に加えて、当社のビジョンと事業内容への深い理解に基づき、当社の経営戦略等について、有用な意見・助言が期待でき、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>渡邉芳樹
（1953年４月１日生）</td><td>1975年４月
2004年７月
2009年７月
2010年８月
2017年４月
2018年６月
2019年５月

2020年５月
2021年６月</td><td>厚生省（現　厚生労働省）　入省
同省年金局長　就任
社会保険庁長官　就任
駐スウェーデン日本国特命全権大使　就任
日本赤十字社常任理事　就任（現任）
株式会社麻生　社外監査役　就任（現任）
社会福祉法人こどもの国協会　理事長　就任（現任）
当社　取締役　就任（現任）
一般社団法人全国国民健康保険組合協会
会長　就任（現任）
（重要な兼職の状況）
日本赤十字社常任理事
株式会社麻生　社外監査役
社会福祉法人こどもの国協会　理事長
一般社団法人全国国民健康保険組合協会
会長</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="4">（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）
渡邉芳樹氏は、国民生活の保障・向上と経済の発展に係る豊富で幅広い経験と高い見識を有していることに加え、社外監査役を務められるなど、会社経営にも関与されております。
高い見識と豊富な経験を活かして、当社の経営戦略等について、有用な意見・助言が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
8	(新任) 三輪昭尚(みわあきひさ) (1952年3月23日生)	1974年４月 1984年６月 2003年６月 2004年１月 2005年６月 2007年４月 2007年６月 2007年11月 2008年４月 2010年４月 2018年３月 2018年４月 2018年６月 2018年７月 2021年８月	株式会社大林組　入社 同社　サンフランシスコ駐在　建設プロジェクト担当 同社　ＩＴ企画室長 大林ＵＳＡ代表取締役社長　就任 株式会社大林組　執行役員　就任 同社　常務執行役員　就任 同社　常務取締役原子力本部長　就任 同社　技術本部長 同社　情報システム担当 同社　取締役専務執行役員　就任 同社　取締役　就任 内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室情報通信技術（ＩＴ）顧問　就任 株式会社大林組　顧問　就任 内閣官房内閣情報通信政策監（政府CIO）就任 内閣官房退職	－株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 三輪昭尚氏は、デジタル技術を含む技術、イノベーション、新規事業及びM＆Ａ等、会社経営に関する高い見識に加え、海外でのプロジェクトマネジメント、M＆Ａ活動の経験もされております。 高い見識と豊富な経験を活かして、当社の経営戦略等について、有用な意見・助言が期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものです。			

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者の所有する当社株式数は、2021年12月31日現在の状況を記載しております。
３．柴田光朗、渡邉芳樹、三輪昭尚の各氏は社外取締役候補者であります。
４．柴田光朗氏は社外取締役に就任してから９年６ヵ月、渡邉芳樹氏は１年10ヵ月になります。
５．当社は、柴田光朗及び渡邉芳樹の両氏と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結し、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、柴田光朗、渡邉芳樹の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。
７．三輪昭尚氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。
８．三輪昭尚氏の選任が承認された場合、当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
９．当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。なお、当該保険料は全額当社が負担しております。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第４号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、2022年２月９日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、重任予定の取締役７名及び在任中の監査役３名に対し、本総会終結の時までの在任期間における功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期は各氏の退任時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役は取締役会に、監査役は監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿って取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
加　村　　稔	1981年４月　当社　設立　代表取締役社長　就任（現任）
加　村　光　造	2018年３月　当社　取締役　就任 2019年３月　当社　常務取締役　就任（現任）
國　井　達　哉	2016年６月　当社　取締役　就任（現任）
加　村　建　史	2021年３月　当社　取締役　就任（現任）
平　田　英　之	2021年３月　当社　取締役　就任（現任）
柴　田　光　朗	2012年９月　当社　社外取締役　就任（現任）
渡　邉　芳　樹	2020年５月　当社　社外取締役　就任（現任）
藤　岡　　旭	2016年６月　当社　社外監査役（常勤）　就任（現任）
加　藤　　厚	2009年６月　当社　社外監査役　就任（現任）
志　賀　慶　章	2020年５月　当社　社外監査役　就任（現任）

第５号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2009年６月23日開催の第28回定時株主総会において、年額200,000千円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は７名（うち社外取締役２名）でありますが、第３号議案「取締役８名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は８名（うち社外取締役３名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、当

社の第41期事業報告30頁をご参照ください。）、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了又は定年、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先

立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の取締役を兼務しない執行役員及び当社の従業員に対し、割り当てる可能性があります。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2021年１月１日から
2021年12月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い緊急事態宣言が発出されたことなどから経済活動が大幅に抑制され、雇用情勢や企業収益が急速に悪化するなど、極めて厳しい状況で推移しました。

このような経済状況にあって、政府の「働き方改革」と「健康経営」の施策のもと、労働生産性向上のため、IT、IoT（モノに通信機能を搭載してインターネットに接続し、情報伝達をする仕組み）やAI（人工知能）等の省人化投資や情報化投資へのニーズが強まり、また、新型コロナウイルスの感染拡大によりリモートワークが促進され、これからの働き方の流れが大きく変わる時期となりました。

以上のような状況の中、当社グループは主力製品である「勤次郎Enterprise」のさらなる拡販に努めるとともに、「働き方改革」と「健康経営」に寄与する次世代の主力製品となる勤次郎Enterprise「ヘルス×ライフ」を引き続き販売することで、「HRM&HLプラットフォーム」を発展させてまいりました。

クラウド事業の販売は、市場ニーズが一段と高まっていることから売上が拡大し、売上高2,047,625千円（前年同期比9.9％増）となり、うちリカーリングレベニュー（継続的な収益）であるクラウドライセンス売上は1,469,324千円（前年同期比20.5％増）を計上しており、当社グループの業績を前連結会計年度に引き続き牽引いたしました。

また、オンプレミス事業の販売については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている新規顧客企業を中心に受注の先送りの発生やクラウド契約へと変更になったことにより、事業全体としては1,266,811千円（前年同期比18.5％減）となりますが、うちリカーリングレベニューであるプレミアムサポート売上は589,325千円（前年同期比2.3％増）を計上しており、安定した収益確保に貢献しております。

以上の結果、当期の業績は、売上高については3,324,414千円（前年同期比3.2%減）、営業利益が261,729千円（前年同期比53.5%減）、経常利益244,187千円（前年同期比52.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益162,918千円（前年同期比50.5%減）となりました。

なお、当社はHRM事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の業績の記載を省略しております。

注）「HRM&HLプラットフォーム」とは、企業がその従業員の健康管理を行い、また、従業員が自らの健康管理を企業に勤めている期間だけではなく、自治体、地域医療も巻き込んで生涯に渡って管理することができる仕組みのこと

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、主にクラウドサービスの設備増強を目的としたサーバーの増設等を行っており、総額で143,545千円の設備投資を実施いたしました。

(3) 対処すべき課題

今後の労働市場を展望すると、少子高齢化時代による労働人口の減少が続く中で、労働力確保のための手段は多様化する傾向にあります。一方で、2019年４月の「働き方改革関連法」の施行により、雇用する企業は、労働行政によるサービス残業や過重労働に対する指導強化への対応や長時間労働者への健康指導等、より一層きめ細かな労務管理が求められております。さらには、就業情報の有効活用等、就業管理に付随する機能に対する様々なニーズも増加していくものと考えられます。

また、ヘルスケア分野においては、2015年12月から改正労働安全衛生法によるストレスチェックが義務化されたほか、「健康経営」が推進されております。この「健康経営」は従業員の健康増進及び活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上にもつながる新しい企業価値の向上策の一つに取り上げられております。

このような動向を鑑み、当社グループは、従業員の就業・健康データや日常の活動情報を総合的に分析し、従業員並びに個人の健康管理に活用できる新サービスの開発・機能強化をしていく必要があると認識しております。そのためには、健康管理ソリューション「ヘルス×ライフ」の機能を拡充していくとともに、働き方改革ソリューションと健康管理ソリューションのデータを統合的に活用できるシステムとして、2021年12月にリリースした統合ERP「勤次郎Enterprise」の後継製品「Universal 勤次郎」の販売に注力してまいります。

当社グループは、これらのソリューションをクラウドサービス及びパッケージ販売により顧客企業へ提供しておりますが、今後も継続して成長し続けるために、クラウド事業を成長ドライバーにリカーリングレベニューを拡大することを基本戦略としております。当社グループのクラウドサービスは自社設備によって提供しておりますが、顧客企業に安心して利用していただくためには高いセキュリティによって顧客企業の個人情報を保護し、かつ設備を安定的に稼働させる必要があり、そのためのセキュリティ対策と設備強化が必要と認識しております。ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）及びプライバシーマークの規格に適合するセキュリティ対策を講じるとともに設備投資を行うことで、より高品質なサービスの提供に努めてまいります。

また、大きく成長する「働き方改革＆健康経営」市場において当社グループが事業を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成による一層の社内体制の強化が最重要課題と考えております。優秀な人材の積極的な採用活動と全従業員への集合教育研修及び役員・幹部人材への高度な外部研修を行っておりますが、さらに従業員が能力を最大限に発揮できる環境と職場づくりに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒格別のご理解を賜り、今後ともより一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	2018年度 第38期	2019年度 第39期	2020年度 第40期	2021年度 (当連結会計年度) 第41期
売上高	2,747,114 千円	3,188,571 千円	3,432,574 千円	3,324,414 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	236,802 千円	332,074 千円	329,315 千円	162,918 千円
1株当たり当期純利益	33.14 円	46.48 円	40.48 円	15.94 円
総資産	2,282,227 千円	2,540,169 千円	10,984,313 千円	9,778,464 千円
純資産	1,277,148 千円	1,587,463 千円	9,896,477 千円	8,854,226 千円

(注) 1．当社では第40期より連結計算書類を作成しておりますので、第38期及び第39期の数値につきましては、会社法第444条第４項に規定する監査役及び会計監査人の監査を受けておりません。
なお、当社は第38期より連結財務諸表を作成しており、第38期及び第39期につきましては連結財務諸表の数値を記載しております。
2．2020年８月15日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。そのため、第38期の期首に株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
日通システムベトナム有限会社	6,310,800,000 ベトナムドン	100.0 %	ソフトウエアの開発

(6) 主要な事業内容
当社の主要な事業内容は、次のとおりであります。
① 就業・人事・給与ERPパッケージソフトウエア、健康管理システム、関連サブシステム及びタイムレコーダーの開発・製造及び販売事業、並びにクラウドでのソフトウエアの利用サービス事業
② 携帯アプリの開発・製造及び販売事業

(7) 主要な事業所

① 当社

名　　称	所　在　地
本社	東京都千代田区
名古屋本部	愛知県名古屋市
大阪支店	大阪府大阪市
札幌支店	北海道札幌市
東北支店	宮城県仙台市
九州支店	福岡県福岡市
流通センター	愛知県名古屋市

② 子会社

名　　称	所　在　地
日通システムベトナム有限会社	ベトナム国ハノイ市

(8) 従業員の状況

① 企業集団の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
277名	9名増

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
236名	13名増	36.0歳	5.8年

（注） 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	65,012 千円
株式会社愛知銀行	35,839
株式会社みずほ銀行	33,600

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　16,800,000株
(2) 発行済株式の総数　10,420,000株
(3) 株主数　3,293名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
エヌイーシステムサービス株式会社	3,585,000 株	36.2 %
勤次郎持株会	1,274,046	12.9
加村稔	950,000	9.6
MK株式会社	550,000	5.6
三菱UFJキャピタル株式会社	225,000	2.3
國井達哉	183,500	1.9
加村光子	160,000	1.6
良原一行	119,000	1.2
JPモルガン証券株式会社	101,000	1.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	76,300	0.8

（注）1．持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式数（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。
2．当社は、自己株式517,500株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加村 稔	日通システムベトナム有限会社　会長
常務取締役	加村 光造	営業本部、サービス本部
取締役	國井 達哉	営業推進本部
取締役	加村 建史	ヘルスライフ本部、電子カルテ本部
取締役	平田 英之	事業戦略本部、開発本部
取締役	柴田 光朗	
取締役	渡邉 芳樹	日本赤十字社　常任理事 株式会社麻生　社外監査役 社会福祉法人こどもの国協会　理事長 一般社団法人全国国民健康保険組合協会　会長
常勤監査役	藤岡 旭	
監査役	加藤 厚	加藤・上田総合法律事務所　共同代表 弁護士
監査役	志賀 慶章	株式会社進和　社外取締役 志賀慶章公認会計士・税理士事務所　所長 公認会計士

（注）1．柴田光朗、渡邉芳樹の両氏は、社外取締役であります。
2．藤岡旭、加藤厚、志賀慶章の各氏は、社外監査役であります。
3．当社は、取締役柴田光朗及び渡邉芳樹の両氏、監査役藤岡旭、加藤厚及び志賀慶章の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査役志賀慶章氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．当社は、取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。なお、当該保険料は全額当社が負担しております。

6．当事業年度中に辞任した取締役

氏名	辞任日	退任時の地位及び 重要な兼職の状況
西　垣　延　夫	2021年３月26日	専務取締役
鷲　尾　康　史	2021年３月26日	常務取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第１項の責任につき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に係る事項

当社は、2021年２月10日開催の取締役会において、取締役の報酬等に係る決定方針を決議しております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該個人別の報酬等は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2009年６月23日に開催した定時株主総会において、報酬総額限度額を取締役は200,000千円（決議日時点の取締役の員数は３名）、監査役は30,000千円（決議日時点の監査役の員数は２名）と決議しております。なお、当社は役員の報酬等において業績連動報酬を採用しておりません。

③　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

2021年３月26日開催の取締役会において、代表取締役社長加村稔に対し限度額の範囲内で取締役の個人別の報酬額の決定を一任する決議を行っております。委任した理由は、各取締役の業務遂行状況を把握している代表取締役社長が取締役の個別の報酬額を決定するのに適していると判断したためであります。

④　取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	退職慰労金	
取締役	106,026	98,301	7,725	9
（うち、社外取締役）	(10,500)	(10,000)	(500)	(2)
監査役	17,534	16,833	701	3
（うち、社外監査役）	(17,534)	(16,833)	(701)	(3)

（注）１．退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

２．上記のほか、2021年3月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任した取締役２名に対して15,216千円（うち、社外取締役0名）支給しております。
なお、この金額には当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額15,216千円（取締役２名　15,216千円（うち、社外取締役0名））を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役渡邉芳樹氏は、日本赤十字社の常任理事、株式会社麻生の社外監査役、社会福祉法人こどもの国協会の理事長及び一般社団法人全国国民健康保険組合協会の会長であります。なお、日本赤十字社、株式会社麻生、社会福祉法人こどもの国協会及び一般社団法人全国国民健康保険組合協会と当社との間には特別な利害関係はありません。

監査役加藤厚氏は、加藤・上田総合法律事務所の共同代表であります。なお、同事務所と当社との間には特別な利害関係はありません。

監査役志賀慶章氏は、株式会社進和の社外取締役及び志賀慶章公認会計士・税理士事務所の所長であります。なお、株式会社進和及び同事務所と当社との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	柴田光朗	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、主に社外取締役として客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	渡邉芳樹	当事業年度開催の取締役会15回の全回に出席し、主に社外取締役として客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	藤岡旭	当事業年度開催の取締役会15回の全回に、また、監査役会13回の全回に出席し、必要に応じ、主に企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、発言を行っております。
監査役	加藤厚	当事業年度開催の取締役会15回の全回に、また、監査役会13回の全回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンスの体制の構築・維持についての発言を行っております。
監査役	志賀慶章	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回、また、監査役会13回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の財務及び会計についての発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,300千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,300千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画、監査日数及びそれに基づく報酬額の見積もりを検討した結果、当社の規模に照らして妥当な水準と判断したためであります。

3. 当社の子会社であります日通システムベトナム有限会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告するものといたします。

6. 会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、2016年６月９日開催の取締役会において、業務の適正性を確保するための体制等の整備について以下のとおり決議いたしました。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するために「企業理念」「経営理念」を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守する。
・「取締役会規則」を始めとする社内諸規程を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守する。
・管理部をコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンス委員会と連携の上、取締役及び使用人に対する適切な教育研修体制を構築する。
・取締役の職務の執行については、各監査役の監査対象とするほか、取締役が他の取締役の法令や定款に違反する行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役に報告し、その是正を図る。
・使用人による職務の遂行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切にされているかをチェックするため、内部監査室を設置し、当該内部監査により法令等の遵守を確保する。
・法令や定款に違反する行為を発見した場合の内部通報体制を構築する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
・文書管理部署の管理部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月定例に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
・「取締役会規則」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・管理部を関係会社担当部署とし、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社管理を行う。
・経営管理については、子会社の取締役に当社の取締役又は執行役員が就任することにより、当該子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保し、取締役会等において業績その他重要事項を報告する。
・内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告し、社長はこれを承認する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役から監査役の職務を補助すべき使用人を求められたときは、取締役会は監査役と協議の上、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
・監査役を補助すべき使用人は、取締役からの独立性が確保されるものとし、その人事については、監査役と事前に協議を行う。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
・当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。また監査役は、いつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
・監査役は、取締役会などの経営に係る重要な会議に出席するとともに年間監査計画に基づき、各部署への往査、代表取締役への助言及び公認会計士との随時の意見交換などを行うことができる。
・当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
・当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に徹底する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役は、公認会計士及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
・監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
・当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払う。

⑨反社会的勢力との取引排除に向けた体制
・国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」また、日本経団連がまとめた「企業行動憲章」を基本姿勢とし、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、各関連規程の充実及び周知徹底を図り、当社及び子会社への啓発活動に努める。
・管理部を対応部署とするが、同部門に一任せず会社全体で対応することとしている。
・愛知県企業防衛対策協議会及び公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟しており、同協議会にて開催される会議等に参加し、情報の共有化を図り、協力体制を整備している。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制
・当社は、当社の財務報告の信頼性を確保するため、内部監査室が継続的に整備・運用評価・有効性の評価を行い、必要があれば改善を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・内部監査室により実施した当社の内部監査結果を代表取締役社長に報告しました。
・取締役及び使用人を対象とするイーラーニングによる「コンプライアンス研修」を１回実施しました。
・内部通報体制について当期の通報はありません。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・開催した取締役会の資料及び議事録はセキュリティが確保された場所で適切に保管しました。
・情報セキュリティシステムマネジメントシステムに基づくセキュリティ監査を実施し、情報（資料・議事録）を安全かつ適切に管理していることを確認しました。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・該当事項はありません。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役会は、定例会議を12回、臨時会議を３回開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全ての取締役会に出席しました。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・月1回開催される取締役会において子会社の営業及び損益状況等に係る報告をしました。
・内部監査室により実施した当社及び子会社の内部監査結果を代表取締役社長に報告しました。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・該当事項はありません。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
・開催された全ての取締役会、執行役員会に監査役が出席し職務の遂行状況を確認しました。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
・監査役は公認会計士及び内部監査室と定期的な会合を５回開催し情報交換しました。
・監査役の職務に必要な費用について、監査役の請求に従い速やかに処理しました。

⑨反社会的勢力との取引排除に向けた体制
・当社は警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図るため、愛知県企業防衛対策協議会及び公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟しております。また、開催された定例会には管理部担当者が出席しました。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制
・内部監査室による財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。

(3) 会社の支配に関する基本方針
当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**8,372,520**	**流動負債**	**692,254**
現金及び預金	7,627,459	支払手形及び買掛金	65,442
受取手形及び売掛金	588,330	短期借入金	40,000
棚卸資産	48,517	1年内返済予定の長期借入金	44,608
その他	108,216	未払金	127,749
貸倒引当金	△3	未払法人税等	36,397
固定資産	**1,405,943**	前受収益	212,855
有形固定資産	**642,880**	その他	165,201
建物及び構築物	115,642	**固定負債**	**231,983**
機械装置及び運搬具	5,364	長期借入金	49,843
工具器具及び備品	271,817	役員退職慰労引当金	44,186
土地	250,055	退職給付に係る負債	120,679
無形固定資産	**485,404**	資産除去債務	17,274
ソフトウエア	403,039	**負債合計**	**924,238**
ソフトウエア仮勘定	71,845	**(純資産の部)**	
その他	10,519	**株主資本**	**8,848,561**
投資その他の資産	**277,658**	資本金	4,099,300
繰延税金資産	54,964	資本剰余金	4,056,450
敷金及び保証金	184,423	利益剰余金	1,692,758
その他	39,490	自己株式	△999,946
貸倒引当金	△1,220	**その他の包括利益累計額**	**5,664**
		為替換算調整勘定	5,664
		純資産合計	**8,854,226**
資産合計	**9,778,464**	**負債・純資産合計**	**9,778,464**

連結損益計算書

（2021年１月１日から
2021年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,324,414**
売上原価		**1,294,885**
売上総利益		**2,029,529**
販売費及び一般管理費		**1,767,799**
営業利益		**261,729**
営業外収益		
受取利息	125	
補助金収入	595	
保険解約返戻金	2,045	
その他	142	**2,909**
営業外費用		
支払利息	265	
為替差損	4,876	
支払手数料	14,522	
その他	786	**20,450**
経常利益		**244,187**
税金等調整前当期純利益		**244,187**
法人税、住民税及び事業税	71,188	
法人税等調整額	10,080	81,269
当期純利益		**162,918**
親会社株主に帰属する当期純利益		**162,918**

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**8,318,255**	**流動負債**	**693,976**
現金及び預金	7,580,766	支払手形	18,864
受取手形	10,859	買掛金	83,982
売掛金	577,470	短期借入金	40,000
商品及び製品	6,484	1年内返済予定の長期借入金	44,608
仕掛品	23,908	未払金	118,107
原材料及び貯蔵品	18,124	未払費用	86,681
前払費用	52,147	未払法人税等	35,998
その他	48,496	前受金	1,702
貸倒引当金	△3	預り金	31,548
固定資産	**1,451,552**	前受収益	212,855
有形固定資産	**642,546**	その他	19,626
建物	110,933	**固定負債**	**231,983**
構築物	4,708	長期借入金	49,843
車輌運搬具	5,364	役員退職慰労引当金	44,186
工具器具備品	271,483	退職給付引当金	120,679
土地	250,055	資産除去債務	17,274
無形固定資産	**503,458**	**負債合計**	**925,960**
ソフトウエア	413,770	**(純資産の部)**	
ソフトウエア仮勘定	79,168	**株主資本**	**8,843,847**
その他	10,519	**資本金**	**4,099,300**
投資その他の資産	**305,547**	**資本剰余金**	**4,056,450**
関係会社出資金	30,885	資本準備金	4,056,450
破産更生債権等	70	**利益剰余金**	**1,688,044**
繰延税金資産	54,091	利益準備金	5,600
敷金及び保証金	182,577	その他利益剰余金	1,682,444
その他	39,142	繰越利益剰余金	1,682,444
貸倒引当金	△1,220	**自己株式**	**△999,946**
		純資産合計	**8,843,847**
資産合計	**9,769,807**	**負債・純資産合計**	**9,769,807**

損 益 計 算 書

(2021年１月１日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**3,324,414**
売上原価		**1,358,565**
売上総利益		**1,965,848**
販売費及び一般管理費		**1,725,399**
営業利益		**240,448**
営業外収益		
受取利息	174	
受取配当金	29	
補助金収入	595	
保険解約返戻金	1,946	
その他	185	**2,931**
営業外費用		
支払利息	265	
支払手数料	14,522	
その他	786	**15,574**
経常利益		**227,805**
税引前当期純利益		**227,805**
法人税、住民税及び事業税	70,716	
法人税等調整額	10,658	81,375
当期純利益		**146,430**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年２月14日

勤次郎株式会社
　取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鬼　頭　潤　子
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　橋　敦　司

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、勤次郎株式会社の2021年１月１日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、勤次郎株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年２月14日

勤次郎株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鬼　頭　潤　子
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　橋　敦　司

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、勤次郎株式会社の2021年１月１日から2021年12月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年１月１日から2021年12月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年２月17日

勤次郎株式会社　監査役会

常勤監査役（社外）　藤岡　旭　㊞

監　査　役（社外）　加藤　厚　㊞

監　査　役（社外）　志賀慶章　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

■会　　場　東京都千代田区外神田四丁目14番１号
秋葉原UDXビル　６階

■交　　通　ＪＲ　秋葉原駅（電気街口）　徒歩３分
東京メトロ銀座線　末広町駅（１番出口）　徒歩３分
東京メトロ日比谷線　秋葉原駅（３番出口）徒歩４分
つくばエクスプレス　秋葉原駅（Ａ１出口）徒歩３分

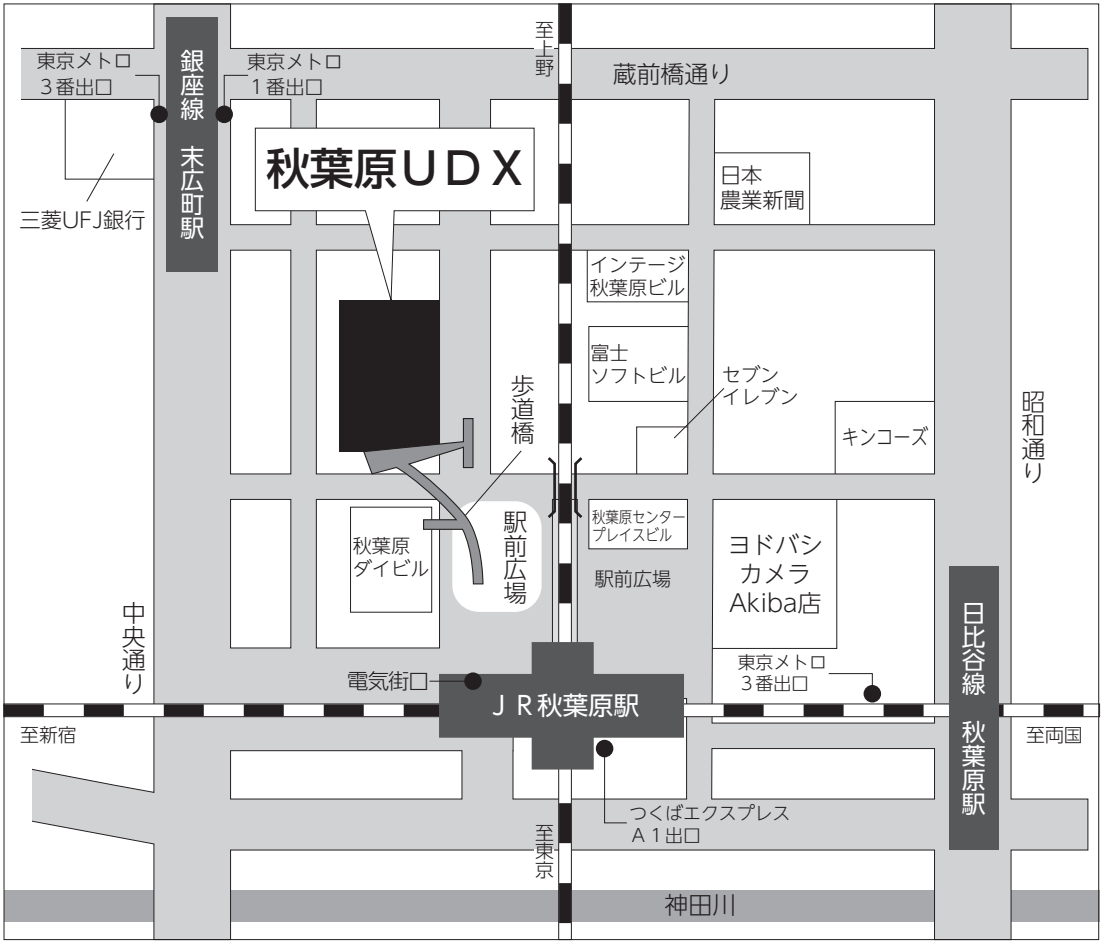

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C022915